

第 2 回モニター会議開催要領（案）

- 1 開催日程 令和 5 年 11 月 29 日（木）18 時 30 分～20 時
- 2 開催場所 役場 3 階委員会室
- 3 会議手法 参集／オンライン
- 4 議論テーマ 「新たな新嵐山スカイパークについて」
- 5 会議次第及び予定時間
 - (1) 開会（2 分）／梶澤議長
 - (2) 趣旨説明（2 分）／渡辺議運委員長
 - (3) テーマの目的とグループワークの進め方の説明（5 分）／立川副委員長
 - (4) グループワーク（6 0 分）
 - (5) グループ発表（情報共有）（1 5 分）
 - (6) 閉会（2 分）／鈴木副議長
- 6 グループワークの進行手順
 - (1) 自己紹介（30 秒／1 人）（2 分）
 - (2) 役割分担（進行・記録・発表）（1 分）
 - (3) グループワーク（4 5 分）
 - (4) グループワークのまとめ（1 5 分）
- 7 グループ発表（情報共有）の進行手順
 - (1) 司会進行／立川議運副委員長（1 分）
 - (2) グループごとの発表（3 分／1 グループ）
- 8 グループ編成
 - (1) 1 グループの構成は 4～5 人
 - (2) テーブルコーディネーター（議員）

グループワーク進行次第

<テーマ：「新たな新嵐山スカイパークについて」>

- 1 自己紹介（30秒／1人）（2分）
- 2 役割分担（進行・記録・発表）（1分）
- 3 グループワーク（テーマ）（45分）
- 4 フリートーク（テーマ以外）及びまとめ（15分）
- 5 グループ発表（情報共有）（3分×4～5グループ）

芽室町議会モニター設置規程

令和4年11月22日議会告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、芽室町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 めむろまちづくり参加条例（平成16年条例第2号）第2条第2号に規定する町民等をいう。
- (2) 会議 議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町民等であること。ただし、芽室町職員、議員及び各種行政委員は除く。
- (2) 議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法等)

第5条 議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 議会モニターは、前条の公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。
2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第9条 議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬及び費用弁償を支給する。

(職務)

第10条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。

(3) 議会の政策提案に関すること。

(4) 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(5) 議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。

(6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。